

1. 件 名 : 「東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に関する面談」
2. 日 時 : 令和5年5月23日（火） 14時35分～15時00分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 :  
（新基準適合性審査チーム）  
奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、伊藤安全審査官  
原子力規制企画課 火災対策室  
齋藤火災対策室長、田邊係長  
  
日本原子力発電株式会社 :  
発電管理室 部長 他6名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料 : なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:00	はい。衛藤。
0:00:01	入力精度のニシウチです。
0:00:03	それではこれから、今日の午後一井でやりました、東海大の河西バックフィットに係る審査会合のトラップの面談を始めたいと思いますよろしくお願ひします。
0:00:14	衛藤。
0:00:16	今日の審査会合での液位が議論した内容。
0:00:20	下の確認整理をした内容がお互い共通認識が取れているかで今後つギイ何をするかというところの、まず日本原電の受けとめを、
0:00:31	簡単に要点だけで結構ですね説明いただいて、お互い共通認識の精度の確認を進めるっていうそういう名前でもよろしいですか。
0:00:47	今日いただいたコメントをまず抽出
0:00:58	現在マルヤマでございます。どうもありがとうございました。
0:01:01	まずですね分類 4 のところですね、ちょっとここが
0:01:06	相当議論がかみ合わないところもありましたので、資料の 28 ページですとか、そういうところにつきまして、ちょっともうちょっと
0:01:17	明確にわかるような形で記載していく。
0:01:21	というところ
0:01:22	で 28 ページのこの別添のところですけども、こちらの、
0:01:27	基準、基本設計方針、
0:01:31	記載と、
0:01:33	基準ですね、そちらとどうひもづいていてどのように、
0:01:39	対応してるというのがわかりづらいということなので、こちらを、
0:01:44	もっと明確化にしていく。
0:01:46	いうところかと思ひます。
0:01:49	いや、
0:01:50	はですね、
0:01:51	河辺さんからありましたけれども、タナベ 9 分類ようなところですけども、今ちょっと具図面として例示がしてあるものだけなので、今後具体的な図面が出て、確認案出次第確認していく。
0:02:06	いうところでございます。あと齋藤室長の方から出ていただきましたけれども、原点としてちょっとそういう、
0:02:14	内容を説明したいのかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	ということがもうわかりにくいというご指摘だったかと思っております。何が原則で、例外としては、
0:02:23	どうなっていてというところを、今後きちんと整理させていただいて、そういった資料を作って、ご提示していくと、いうところかと。
0:02:35	理解しております。
0:02:41	これまでの許可、許可機構に、
0:02:44	のところで、どういうふうに書いてあって、
0:02:48	クフィットと、6 イトウが入ったことによってどういうふうにならなくなっていくはずのところとずれていないということを説明している。
0:02:58	必要があると感じています。今の消防法に基づく、
0:03:02	ものです。消防法に基づいて、設置しますということでは、申しておりますけれども、ここは1種類しかないというようなことが、当社の方からご説明しておりませんので、今後、
0:03:14	図面等で反映して説明していくということ。
0:03:18	なるかと思えますね。あと、例外の部分につきましては、図面、
0:03:24	立面図ですとか写真を用いて、わかりやすく成立していることを丁寧に説明するというので、
0:03:32	拝承ということで回答させていただきました。
0:03:36	大きなところはいると思います。
0:03:38	他、原電側からあれば、お願いします。
0:03:55	あと、規制庁にしてるんですけど、大川
0:03:59	ずれてないのかなと思っていて、ちょっと若干、多分ですね、
0:04:06	今日全員確認させていただいたものって、多分今日ほぼ共通だと思っていて、まず何を説明したいのかこれはサイトウ必要な言葉ですけどね、何を説明したいのか。
0:04:19	ね、例えばですよ、一部実際既工認既許可でやった内容を変更して対応する部分もちろんあるわけですよ。逆に言うと変更しない部分もあるわけであって、
0:04:30	ちょっと具体的に言うと今日先ほど冒頭で磯が確認してちょっと私も確認させてもらいましたけど、1個組み合わせる。
0:04:37	という要求に対して、もうもともとから1個で対応しますっていう、分類4の話、これは、
0:04:45	既許可既工認ですでにやっている設計なわけですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	で、それを組み合わせる部分の要求は今回書いてないですね鑑識バックフィットで、あくまで設置の方法の部分の部分を明確化した。だから要求は直接関係ないですけど、それに伴って、以前のままなのか。
0:05:02	それとも、それに伴って何か考え方をちょっと下関連して変えたのかとか、そういうところも含めて、まず、既許可既工認から変えてない部分、変えた部分、それは感知器バックフィットのやつを踏まえて変えた方が、他の要因で変えたのかと。
0:05:19	変えた部分書いてない部分、変えた理由っていうものをまず明確にするっていうところが一つあると思います。これすべて共通だと思います。
0:05:26	で、その上で、
0:05:29	移動側は大きく三つの流れで確認をしたと思いますけど、
0:05:34	じゃあ等、
0:05:38	変えたい話、まさに感知器バック皆さん関係する部分について、基準通りに対応しているのか、そうではないか。
0:05:47	そうではないんだったらこの部分に対応できてないのか。
0:05:51	で、対応できない部分についてはどういう設計をすることで高温水を適用しようとしているのか。
0:05:56	ファツリーを確保しようとしているのか。
0:05:58	で、これらが基本設計方針上にちゃんと表現されているか。
0:06:06	それは室井さんが審査会合の中でも咀嚼してまとめてもらってたと思いますけど、
0:06:13	要は基本設計方針に則って、
0:06:15	どう設計しているのか。
0:06:17	ていうことを、これヒアリングでもちょっとお願いしたことですけども、もう少しその行間をてしっかりっていうそういうことに尽きるのかなと思います。
0:06:28	というところが言えれば取材かなあと考えていて、
0:06:32	アノタナベからの分類用について具体的にこういう認識でいいのかっていう、明確な確認をさせてもらうためそれは今後具体的に資料審査資料ベースで確認をしていきますよということですし、
0:06:43	最初の話の中で一番頭にきた方が流れとしてわかりやすいかもしれないですね。
0:06:49	というような認識でおりますが、
0:06:52	ちょっと話長くなっちゃいましたけど、イメージなんかずれてるところありますか。よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:59	原電の室井ですけれども。
0:07:02	分類4で原電が申し上げたかったのは、もともとは消防法に基づいて、1個つけてるってことなんですね。1言元気しなかったとあるんですけども、
0:07:12	1個作るという事実がありまして、
0:07:15	何で今回のバックフィット等を踏まえてもう1個でいいのかっていうところは、
0:07:20	多分あの担当が、
0:07:22	十分にいけなかったところとしては、
0:07:26	もともと安全機能を有する設備であったり、SAの機能を有する設備を設置する区域かというところでまずはじかれている。
0:07:35	で、仮にその区域であっても、実際に火災の影響があるかっていうとありませんと言ってはじかれて、
0:07:43	すなわちそれが分類4で整理されてるわけですね。そうすると、火災の審査基準上の要求から外れているので、そこまではバックフィットの範囲としては、
0:07:56	扱っていないっていう、そういう考えでこのフローができ上がっていると理解してるんですけども。
0:08:01	ただ
0:08:02	最後に気になったのは齊藤市長のご指摘が、まさに素行に尽きると思ってるんですが、
0:08:10	私の認識っていうのはそういうことだったんですけども、いやそうじゃなくて、
0:08:14	もうすでにそういう安全機能とか、ISAの機能を期待する。
0:08:20	されないところにおいても、
0:08:22	バックフィットの思想趣旨を踏まえると、もう少しそこも突っ込んでですね、2種類の異なる検知方式の研修をつけるべきなのかどうかっていうところを検討が足りないとおっしゃってるのが、
0:08:35	或いは私が申し上げたことの説明が足りないって言うてるのか、そこはちょっと
0:08:41	私の中で整理一番したいなところなんんですけども。
0:08:46	藤。
0:08:48	ちょっとですね、順番が入れ子になってるのって、ちょっと整理をしたいと思えますけど、まず、火災防護審査基準上どうなっているかという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:59	区域区画を設定しなさい、区域区画に対して発生防止感知消火とかそのやっってくださいってことですよ。だから、基準上で言っている異なる2種類の感知器を組み合わせ、消防法施行規則とかに基づいて網羅的に設置するっていうのは、どんな火災区域区画であれっていうのがまず、頭にきてるんですよ。
0:09:17	ね。
0:09:19	それに対して、
0:09:21	1個でいいよっていう話は、まさに盛さんが多分おっしゃっているような影響がないから、
0:09:28	区域区画っていうのはその高温停止低温停止、まだちょっと閉じ込めもありますけど、そういったものに対して、そういったものを防護する目的でやってるわけですよ。
0:09:39	それはそもそも、
0:09:40	発生しても損なわないのであれば、十分な水量を確保できているでしょうっていうそういう説明をそもそもしたわけですよ。新基準、
0:09:49	今回は、
0:09:50	設置方法、バックフィットであって、設置方法を求められてますけども、まず1種類っていうところは機構の機構からそういう考え方で健康がなくて、
0:10:01	そのオク置き方、唯一ある1個についても、ちゃんと消防法施行規則に基づいて網羅的に置かれてるわけですよ。
0:10:08	ていうことをしっかりご説明いただければ、
0:10:12	いいのかなとは思ってたところでした。
0:10:14	そういう理解を私はしてました。
0:10:16	で、ちょっとまずそこら辺の組み立てか、今あれなんですよ、あの分表6で一つ、一行でばくつとまとめて説明されているので、それを今日整理させていただいたという理解でおり、
0:10:32	なので
0:10:33	少なくとも組み合わせ1種類っていうところを、新基準新機構にやっているとところを改めて何か議論をしようと思ってるわけでもなくてですね。
0:10:44	ただそれを例えば投入の日本原燃が、今回のバックに伴ってちょっと見直したいっていうんだったらそれは審査方法ですよ。ただ、今変更ないんですよ、あの話を聞いている限りは。はい。ていうのをまずしっかり説明いただくっていうのがスタートなのかなと思う。
0:10:59	ただ基準がまずあってってそういうことだと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:02	ただ基準化スタートというか今機構認可した後になってってところがたまたま始まっているので、ちょっと
0:11:12	何か基準がまず区域区画すべてに対して、オクっていうスキームになっているっていうそこを頭に入れておいてもらえれば多分ずっと繋がるのかなと思いますけど。はい。はい。
0:11:23	いいですかね。皆さん理解。
0:11:30	火災対策室の齋藤ですけれども、基本的には今西内から申し上げた通りですけれども、
0:11:39	要は、既工認の話であったとしても、
0:11:43	今回その本当に変わらないんですっていうのであれば、変わらないことをスムーズにご説明できるはずなんだよね、本当のことを。
0:11:53	で、
0:11:54	それがじゃあどういう位置付けになってるんですかって話を、他のプラントに合わせてフローチャートとかで示していただいているんですけれどもそのフローチャートそのものが、
0:12:04	本当に今の機構に、
0:12:06	これまでの既工認を、
0:12:09	反映しているのかなっていうのは、それはすいません、もう一度確認いただきたいんですよ。
0:12:15	その上で、実際に今回のバックフィットの基本的な考え方で、火災区画、区域設定した以上は、
0:12:25	基本は、原則は2工区、だから2個置くための説明をしてるんですって話で、でもその中で、
0:12:32	主、いくつか運送の条件があって、例外として例外があります。例外の考え方はこうです基本設計方針にはこのように反映されています。
0:12:42	というのが全部セットで説明されるないと、正直理解できないんですよ。
0:12:51	21基に、若干手法の話を踏まえて、補足しましたけど、そこ大丈夫ですか。
0:13:06	私どもはその資料を今日ご説明させてもらったわけでございますけども、やはり
0:13:11	審査いただく上です、何件でしょうかね
0:13:16	ポイントが絞られてないと申しますか、ロジックとしてきちんと流れじゃないっていう
0:13:21	ことが大前提にあるご指摘だと思いますので、
0:13:24	今いろいろご質問

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:27	お話ことを踏まえましてですね、少し整理をしてですね。
0:13:31	本来求めてい求められるバックフィットの要件原則が何であって、
0:13:38	それにどう対応しているのか。
0:13:40	例外とすべきものはどういうものがあって、その理由はどうなんだと、妥当性はどうかというようなところをですね、きちんと一度整理をして、
0:13:48	その上で、紙にまた落としてですね、ご説明させていただければと。
0:14:03	はい。よろしくお願いします。
0:14:06	だから今日多分コメントとしては多分伊藤が話してた内容等最後に齊藤が話したかった内容は、趣旨的には同じところが来ている話なので、
0:14:16	基本的には
0:14:19	新基準、牧工認、今回の申請してる範囲、既工認から変更ないところ、あるところっていうのをまず明確にしましょう。
0:14:29	というのが一つと、
0:14:30	あとは、
0:14:31	それを踏まえて、この今回の監査役で対応するとか、こういう分類とかいろいろ設定してるわけですね。
0:14:39	だから今回実際に高分類とかを設定して現場でやろうとしていることを、の中で、審査基準によらない部分とかどこなのか、っていうのを明確にしましょう。
0:14:49	やらない部分ってのはしっかりその基準た要求単位ですね、バクッとやらないんじゃないかと、
0:14:54	組み合わせの部分なのか、こっちの部分なのか。
0:14:58	ての明確にしましょう。
0:15:00	で、
0:15:03	そこの寄らない部分に対しては保安水準をどうせ確保しようとしているのかという考え方を明確にしましょう。
0:15:09	で、それらが最後基本設計方針にどう表現されているのか。
0:15:14	それは室井さんがおっしゃったように、直接書いてるわけではなくて、考え方っていうのが基本設計方針が書かれているので、どの考え方にどうのっているのかっていうのをしっかり説明してください。
0:15:25	ていような流れなのかなと思ってますコメントとしてはですね。
0:15:30	その上でその中でタナベからも個別の質問として、の分類についてはそういう理解でいいのかっていうのは明確に確認をしたと。
0:15:39	その流れで概ねの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:42	もうまずしっかりこの流れで基本的な考え方をまとめて回答いただいてそのあとに具体的な配置設計の確認に移るような流れですかね、というところはちょっと思ってますね。
0:15:56	ちょっと最初の、すみません 1 から、最初の方で行けた話の中においては、しっかり今回のバックフィット申請っていうところバックフィットの要求事項を踏まえても、
0:16:07	既工認から変更ないんでは変更ない理由、どうしてこのなのかとかですかね、そういう理由を補足いただくというのが最後の斎藤室長からのコメントかなと思います。
0:16:16	それらの方はすべて共通共通するようなコメントだと思いますので、
0:16:24	イメージは合ってますかね、共通理解はえられてますかね。
0:16:29	できるんです。
0:16:32	今日の別添 1 をヒアリングで確認事項としては、またご説明長くおつけしましたけども、
0:16:41	イメージ的には表 6 食うをさらに規則の方から右にスライドするような、要はどれに合致してるかというような整理をして参りました。
0:16:53	今のお話をいただきまして、
0:16:56	おそらくこの
0:16:58	比較表と、これ活用できるのかなって風には思ってます、イメージ的には、この右側に、今アノ、2018、これ
0:17:08	一番右がこの 17 で今回工認で出ていますけども、これ前回、要するに 1018 年にいただいたもう処分いただいている内容を添付
0:17:19	記載しているものになっているので、ここの、要は変更があるかないかというようなそういうような、
0:17:26	整理の仕方、ご説明ができるのかなっていうちょっと今、マニュアル的にはそう、大越大南ですけども、
0:17:34	活用できる仕様資料等に何となくなっていますでしょうか。もし、もしあの辺だけのガラポンじゃないんですけども、これちょっとアレンジ
0:17:42	しようかなと思ってるんですけども。
0:17:44	どのような感じでしょうか。
0:17:51	日置さんがおっしゃったのは、この別添 1 の表を、
0:17:56	どうアレンジしようとして何列を追加しようとして、
0:18:01	広井です。そうですね
0:18:03	今おっしゃられたように、基準からどのように基準に対して何がどのように適用してるかっていうような整理をまず、これで別添の方で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:14	してございます。
0:18:17	それに対して、今回の齊藤市長からもいただいたように2018年、
0:18:21	と変わってないよね、今お話いただいている、18年間変わってないように 変わったものは何なんだっていうところで整理をしていくと。
0:18:29	もう、右側に何かしらアノ別、
0:18:32	ができるのかなっていうのは勝手にこう思ってまして、ちょっとしたその 辺のアレンジをしながら、この説明資料として構成した方がいいのかな っていうようなそういう感じ。
0:18:43	ちょっととったんですけど、
0:18:46	なかなか当確比較表も、
0:18:49	わかりにくいようなものの整理にはちょっと厳しいかなってなってるん ですけども、
0:18:55	違うような感じで、
0:18:58	積み上げたらいいですよね。
0:19:00	これは、最終的に業務、
0:19:03	我々がね、
0:19:06	その上流側の整理をね、やって、
0:19:09	その結果これいる流用できるならばね、すればいいと思いますし、
0:19:13	違う、スズキ下がるなら、
0:19:16	また修正かける場合、
0:19:21	今日の審査箕町ニシウチですけど、今日の審査会合でもイトウカラー野 瀬詰めを求めたのはよらない部分でしてやっぱり基本的な考え方として は、
0:19:30	改正した火災バックフィットの審査基準の改正。
0:19:35	に基づいて設計するっていう基本的な考え方であれば、もう何も無いわ けですね正直。
0:19:40	あとは具体的にそういった設計がちゃんとできるのかっていうのを審査 資料で確認するだけです、それはもう正直明確だと思っていて、ど っちかというとなんかよらない部分ですよ。で、今米内部分が少なくとも 分類業務から7アマンがイトウないって言ってますけど、
0:19:55	少なくともそれが基本設計方針上どう表現されるのか。
0:20:00	どう基本設計方針をどこにのっっているのかっていうのが、少なくとも それを明確にしてもらえれば、まずは十分なのかなあと思ってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:10	ただどっちかっていうと多分ですね、イメージと、私がイメージしてたのは、先ほど齋藤が最初に言ったように、既工認からどう変更しているのか湯田のこれ今回の申請書ですよ。
0:20:21	で、変更した部分。
0:20:23	追加した部分っていう、そこでどういう設計をしようとしているのか、例えばですよ。
0:20:29	例えばですよ。
0:20:33	多分 7 ページ目 8 ページ目、Noをベースに多分備考欄をもうちょっと拡充してもらう方が多分イメージはそうなのかなと思っていて、
0:20:42	7 ページ目 8 ページ目今回既工認からこう変更しましたって書いてるじゃないですか。
0:20:47	で、8 ページ目のところ今回まさに追加した部分ありますよね。
0:20:53	この 1 段落目は少なくとも審査基準を踏まえて、ちゃんとよった設計をしようと思っているところでこれが分類 1 から 3 の火災区域ですっていう理解を外してますと、
0:21:04	じゃあ、分類 4 からなのっていう質問なるわけですよ。
0:21:12	なので、
0:21:14	どう変えたのか、それはなぜか、変更理由だ変更ない機構認可の変更の有無とその変更理由、
0:21:24	ていうところなのかなと。
0:21:27	その中で最初にイトウが確認をしていたような、
0:21:36	よらない部分っていうのは、
0:21:39	審査基準はどこを満たしていないからこういうふうに見えるのかとかそういう話は多分続けばいいのかなと思いますけど、野村さんおっしゃっていただいたようにまずは検討いただいて、サービスの説明の仕方は自由ですね。
0:21:53	尽きるかなと。
0:21:57	あまりその何て言うんすかねいろんなものを比較しちゃうと、ごちゃごちゃしてっちゃうので、今多分別添 12 さらに行別を追加してると、
0:22:06	ちょっとごちゃごちゃにするのかなあという気はしますね。
0:22:11	というこれは感想だけですけども。はい。
0:22:15	広木です。拝承しました。
0:22:20	衛藤。
0:22:23	というところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:25	まずは、今日、審査会合での確認をさせてもらおうと、基本的な考え方の部分をしっかり柱をしっかり立てた上で、
0:22:36	引き続き今日後藤区の方から進め方もありましたけども具体的な換地設計がちゃんとその三木橋に沿ったものになってるかどうか、っていうのを最後事実確認できればいいのかなと思ってますと。
0:22:47	いうところで、資料の提出順番とかはお任せしますけど、まずはちょっと柱の部分をしっかり固める方が優先なのかなと思っています。もちろん具体的に現場の図面とかもできるのであればはみ出してもらえればこちら事実確認する時間十分とれます。
0:23:02	はい。
0:23:02	できたものからっていうところかもしれないんですけども。はい。まだ具 体の資料の提出時期とかは事務的にご連絡をいただければ日程調整 させてもらえればと思い
0:23:11	はい。というところでしょうか。何かありますか。
0:23:43	エムアップじゃないので、今日は布田佐久間で今日は別に一応会合で 何か特別の関係も示されたそれデータすごいんですけど、
0:23:54	前回いただいてるかな、また別途、別の場で、
0:24:03	規制庁ニシウチですけど、現連側から目がありますかよろしい。
0:24:10	成長が何かよろしいですか。ちょっと認識にそごありそうな部分ありま すか。大丈夫ですか。
0:24:24	個別の事項というか、根本の話なんですけど、
0:24:31	原電さんの方で、火災防護対象機器と火災区画区域の設定の仕方の 考え方の関係については、孔口資料、いろいろ整理していただくにあた ってどういう関係になってるかっていう、
0:24:44	ちゃんと理解した上で、資料出してください、それだけです。
0:25:08	はい。他に手帳側から何か認識そごとかありそうなのがありますかよろ しいですか。
0:25:13	はい。
0:25:14	では江藤の面談はこれで終了にしてまた次回の資料、準備できました またご連絡をいただければと思いますよろしく申し上げますありがとうご ざいました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。